

## マイナンバーカードの円滑な交付に向けた指定都市市長会緊急要望

平成27年10月から本格的にスタートしたマイナンバー制度については、同年内に通知カードの発送が概ね完了し、本年1月からは希望者に対してマイナンバーカード（個人番号カード）の交付を開始するとともに、雇用保険や医療保険の手続、生活保護や児童手当等の福祉の給付、減免申請等の税の手続等において、マイナンバーの利用を開始している。

こうした中、指定都市をはじめとする各自治体においては、本人が受け取れずに返戻された通知カードを、速やかに本人に届ける必要があるとともに、マイナンバーカードの交付を希望する市民には、遅滞なく交付することが肝要である。

しかしながら、指定都市等がマイナンバーカードを交付するために必ず使用する地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が構築・管理するシステムについて、障害により稼働が停止する事態がこれまでに7回公表されているほか、慢性的かつ著しい処理速度の低下、処理中の通信切断によるICチップの破損といった事象も発生しており、マイナンバーカードの交付に著しい支障が生じ、市民に当日交付ができないなどの事態が常態化している。

また、人口規模の大きい指定都市で顕著にみられるこれらの事象に対し、J-LISにおいて暫定的な対策はなされているものの、根本的な解決に向けた対策はいまだ示されていないため、国の当初交付目標枚数に迫る申請がある中、指定都市等においては市民に対する十分な説明責任を果たすことができず、信頼を大きく揺るがしかねない事態となっている。

については、マイナンバーカードの交付が円滑に進み、希望者が速やかに受領できるよう、国において、早急に次の対策を取られるよう、緊急に要望する。

- 1 マイナンバーカードの交付が円滑に進むよう、J-LISが運用・管理するカード管理システム及びJ-LISが指定都市等に提供しているソフトウェアについて、早急に安定稼働及びレスポンス改善のための抜本的対策を講じるよう、J-LISに対し強く要請すること。
- 2 現在、カード管理システムの障害によりマイナンバーカード交付事務に支障が生じていることを公表・周知し、市民の理解が得られるよう、J-LISとしての説明責任を果たすよう、国から強く要請すること。
- 3 返戻された通知カードへの対応事務及びマイナンバーカードの円滑な交付を進めるために指定都市等が行う事業に係る所要額全額について、財政措置を講じること。

平成28年4月8日  
指定都市市長会